

港長公示 第4号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年1月1日

水 島 港 長



引火性危険物積載タンカー（タンク船を含む。以下同じ）への接近、接舷の制限について

引火による船舶の事故を防止するため、引火性危険物積載タンカーの付近における船舶の航泊を下記のとおり制限する。

記

- 1 期間 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間
- 2 区域 港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから30メートル以内の水面
- 3 制限事項  
船舶は、港内に引火性危険物積載タンカーが停泊している間、上記区域に立入ってはならない。  
ただし、次に掲げる船舶を除く。
  - (1) 港長が当該タンカーへの接舷を認め、本制限を解除した船舶
  - (2) 次の条件を満足する給油船、交通船、曳船等当該タンカーの運航に関係のある船舶および官公庁用船であって、当該タンカーの荷役中以外の時に接舷する船舶
    - イ 甲板上または船内の開放された場所において、喫煙、暖房、ほう炊、その他の火気を使用しておらず、あるいは火花を発生おそれのある修理または作業を行っていないこと。
    - ロ 煙突に火粉の吐出を防止する十分な装置を施していること。
- (3) 港長が認める岸壁に係留する船舶